

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

同一施設を継続利用する児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化

提案団体

塩竈市、宮城県、石巻市、大河原町、柴田町、山元町、大和町、加美町、美里町、南三陸町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費を受ける保護者が、月の途中で他の市町村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合等における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割りの取扱については、引き続き可能とすることを求める。

具体的な支障事例

児童が保育所等を利用中に他市町村へ転出し、同一施設を継続して利用する場合には、施設型給付費の算定のため、転出元・転出先市町村それぞれにおいて、公定価格の日割り計算を行うことになる。

日割り計算の基礎となる日数については、幼稚園等教育標準時間認定施設は「20日」、保育所等保育認定施設は「25日」と定められているが、実際には月毎に施設の開所日数が変動し、必ずしも「20日」や「25日」とならないため、以下の支障が発生しており、市町村の負担が大きくなっている。

①自治体間での日数調整事務が発生する。

②調整が発生することから施設型給付費を計算するシステムでの画一的な計算ができない。

【例1】

幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年2月18日にA市からB市に転出入した場合、令和4年2月の平日日数18日のうち、A市での平日在籍日数10日、B市での平日在籍日数8日となる。

現行制度では、A市10/20、B市8/20となり、当該施設は通常通り平日を通して開所しており、児童がその全ての開所日数において施設を継続利用し続けているにも関わらず、公定価格が満額算定されないこととなるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日増やしてA市11/20、B市9/20とする運用を行っている。

【例2】

幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年6月15日にA市からB市に転出入した場合、令和4年6月の平日日数22日のうち、A市での平日在籍日数11日、B市での平日在籍日数11日となる。

現行制度では、A市11/20、B市11/20となり、公定価格の算定額の合計が上限額を超えるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日減らしてA市10/20、B市10/20とする運用を行っている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度を改正することで、支障に記載した【例1】の場合であれば、A市が算定で用いる分子は18日、B市は10日であり、分母は28日であることから、A市18/28、B市10/28となり、実際の開所日数確認や市町村間での

調整を行うことなく各市町村の給付額を算出することが可能となる。さらに、算出方法が一律になることから、自動で計算を行うことができるようになり、行政の効率化が図られる。

加えて、給付を受ける施設においても、地方公共団体間の調整に要する時間が無くなることから、即座に転出元・転出先の地方公共団体間からの給付額が把握できるようになり、事務負担の軽減に繋がると考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 23 条及び第 24 条、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 59 条、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号)第 2、月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども当に係る公定価格の算定方法、自治体向け FAQ【第 19.1 版】令和 3 年 10 月 1 日 No.419

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

多賀城市、川崎市、浜松市、滋賀県、八幡浜市、大村市

○施設型給付費の計算のみを考慮するのであれば当該制度変更で効果が得られるかと思いますが、多くの自治体で施設型給付費の計算システムを用いて利用者負担額の計算も行っているものと思われます。利用者負担額は、施設型給付費と異なり自治体によって金額の差があることから、日数(土日祝含む)で日割りすることで現行制度に比べ保護者の負担感が増す場合があると考えます。よって、具体的な支障事例の②システムの逐一的な計算を実現するためには、利用者負担額の日割額部分も考慮した上でよりよいパターンの考察が必要と考えます。

○提案内容の「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格 × 利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。) ÷ その月の日数(土日祝含む。)」とする場合、特に日・祝にあつては、通常園は開所していないものの、その月のそれぞれの認定期間に含まれる日・祝の日数により、日割額の増減が発生するため、例えば、日割り計算にあっては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成 28 年 8 月 23 日付け通知)第 2 の取扱い中において、20 日又は 25 日を下回る開所日である場合には、その月の開所日で除する取扱いを追加することも考えられる。

各府省からの第 1 次回答

同一施設を継続利用する児童が月の途中で市町村をまたぐ住所異動をした場合において、市町村から施設に支払われる公定価格については、住所異動の前後の市町村が応分の負担をすることになる。その場合の各市町村の負担額の計算方法については、市町村の事務負担ができるだけ簡素化する観点から、その月に係る施設に支払われる公定価格に、住所異動の前後の利用日数を 20 日(保育所等の場合は 25 日)で除して得た数を乗じた額を住所異動前後の市町村がそれぞれ負担することとしているほか、FAQにおいて、市町村間で調整し、いずれか一方の市町村が全額を支給することも可能であることをお示ししている。

ご提案の土日祝日を含めて月の日数で計算する方法については、例えば、土日祝日が月の前半に偏っている月の半ばに住所異動があった場合に、住所異動前の市町村は教育・保育を提供する必要のある日数が少ないにも関わらず金額の半分を負担するなど、現在の計算方法と比べて負担が増加(減少)することが想定されるところ、負担が増加する市町村の理解を得ることは一般的に難しいと考えられる。

各月の日数や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況が異なる中で、市町村の事務負担を軽減しながら計算できる方法として示している現在の計算方法をもとに、これまで近隣の市町村間で住所異動に伴う調整の事例を積み重ねられており、御提案の計算方法に変更することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘いただいた懸念について、土日祝日が月の前半に偏っている場合等において金銭的負担が増加するときに抵抗を感じる場合は、市町村間での協議により月割りの対応が可能であることから、市町村の理解を得る阻害要因には繋がらないと考える。

また、本提案による効果は他の取扱いに影響を及ぼさないものと認識しており、これまでの事例の積み重ねが根底から覆るといったことはないと捉えている。

現行において日割り計算の基礎となる日数が 20 日(保育所等の場合は 25 日)であることにより、各月の日数

や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況という複数の計算要素が生じており、負担額の計算が煩雑となっていることに加え、自治体間での調整が発生すると、システムによる画一的な処理ができず非効率的な取扱いとなっている。

提案のとおり、日割り計算の方法を「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格 × 利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。) ÷ その月の日数(土日祝含む。)」として、月割の対応を除く自治体間の調整が不要となり、現行に比べて事務負担が軽減することから、取扱いの見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

全国の自治体において現在の日割り計算の方法やこれまでの調整事例の積み重ね等に基づいて計算システムが構築されており、計算方法の変更はシステム改修に伴う費用や事務の負担などが発生することから、慎重な検討が必要である。

また、公定価格は利用者負担額を除いた額を施設型給付費として支給しており、利用者負担額においても同様の計算方法で行う必要があることから、利用者負担額の取扱いにも影響を及ぼすことになる。利用者負担額は、各市町村によって定められており、地方単独事業の実施状況等も異なることから、土日祝日が月の前半に偏っている場合等においては、実際の開所日数に対して、高額な金銭的負担が保護者に発生する場合があり、保護者の理解を得ることも一般的に難しいと考えられる。

このため、御提案の計算方法に変更することは困難である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

63

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し

提案団体

神奈川県、新潟県、静岡県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関して、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。

【支障事例及び制度改正の必要性】

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。

【支障の解決策】

「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由していることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。

また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、各私立専修学校からの問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。

なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考える。

根拠法令等

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県

○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながると考える。

各府省からの第1次回答

専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。（そのため、令和元年度提案の管理番号93とは状況が異なる。）

職業実践専門課程では、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を運用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。

令和4年度から職業実践専門課程の地方財政措置がされている現状においては、学校の質の保証を担保する上でも、その重要性は益々大きなものとなっているところである。

また、申請された学校に係る事実関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要が生じることが考えられるところ、所轄庁から「推薦」を行っていたいただくことで必要なトラブルや手戻り回避できている。（例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。）

については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。

なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要なため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定の要件は実施要項や記入要綱等において明確に示されていることから、都道府県が推薦するまでの裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。

たしかに、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。

貴省としては、所轄庁の「推薦」を経由することで必要なトラブルや手戻り回避が可能であるかもしれないが、所轄庁としては、前述のとおり「推薦」の意義が乏しい上に、各学校からの問合せ等に対し、その都度同省への確認等を行うなど、業務量が非常に過大となっている。

なお、貴省がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、貴省が実施する他の照会等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なのかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考える。

については、全体効率化の観点から貴省が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない（省令等以下の形式に基づく）義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。

各府省からの第2次回答

所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。

令和4年度から職業実践専門課程の地方財政措置がされている現状においては、学校の質の保証を担保する上でも、所轄庁である都道府県等を介して行い、その実態を把握いただくことは重要であり、特に職業実践専門課程の認定校への補助を行っている都道府県等においては、その重要性は益々大きなものとなっているところである。

また、認定要件に限らない問題やトラブル等をかかえている学校については、文部科学省において、書面審査だけでは事前に判断ができず、そのような学校を認定することは、「職業実践専門課程」制度全体の質の低下につながりかねないため、日頃から管下の専門学校に対する指導助言等を通じて学校の現状を把握している所轄庁において、認定校に係る一定の質の担保を行うことは必要であると考える。

については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。

一方、御提案のとおり、認定の要件等については、実施要項等において示しており、所轄庁における裁量の余地が少ないとから、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点は、文部科学省において直接対応することを検討する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(22) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程

職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し

提案団体

神奈川県、新潟県、静岡県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関して、『「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。

【支障事例及び制度改正の必要性】

キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。

【支障の解決策】

「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由する必要があることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。

なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考える。

根拠法令等

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県

○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながると考える。

各府省からの第1次回答

専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。（そのため、令和元年度提案の管理番号93とは状況が異なる。）

キャリア形成促進プログラムでは、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を運用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。

また、申請された学校に係る事実関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要が生じることが考えられるところ、所轄庁から「推薦」を行っていただくことで必要なトラブルや手戻りが回避できている。（例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。）

については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。

なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要なため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定の要件は実施要項や記入要綱等において明確に示されていることから、都道府県が推薦する上での裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。

たしかに、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。

貴省としては、所轄庁の「推薦」を経由することで必要なトラブルや手戻りを回避することができているかもしれないが、所轄庁としては、前述のとおり「推薦」の意義が乏しい上に、各学校からの問合せ等に対し、その都度同省への確認等を行うなど、業務量が非常に過大となっている。

なお、貴省がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、貴省が実施する他の照会等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なのかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考える。

については、全体効率化の観点から貴省が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第3項などから、法律又は政令に基づかない（省令等以下の形式に基づく）義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。

各府省からの第2次回答

所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。

また、認定要件に限らない問題やトラブル等をかかえている学校については、文部科学省において、書面審査だけでは事前に判断ができず、そのような学校を認定することは、「職業実践専門課程」制度全体の質の低下につながりかねないため、日頃から管下の専門学校に対する指導助言等を通じて学校の現状を把握している所轄庁において、認定校に係る一定の質の担保を行うことは必要であると考える。

については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。

一方、御提案のとおり、認定の要件等については、実施要項等において示しており、所轄庁における裁量の余地が少ないとから、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点は、文部科学省において直接対応することを検討する。

令和4年 地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(23) 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程

キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教科書採択期限から需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期限について現行より余裕を持って設定する。

具体的な支障事例

【現行制度について】

義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに報告するというのが法の趣旨である。

【制度改正の必要性】

しかし、当県において需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校、県立高校、計約1600もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、とりまとめるのに1か月を要している。特に確認作業については各機関の採択状況の確認や過去の報告内容と突合し、内容に誤りがないか確認する作業等も行っており、確認作業だけでも多くの時間を要している。さらに、実態としては、確認作業において、時間をかけ多くの補正を行っている実情もあり、実際には採択時期から需要数報告期限までの期間内に遗漏なく事務処理を行うことは困難であるため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先に設定している。

【支障事例】

現行のスケジュールでは8月中旬までの県への需要数報告に当たり、多くの市町村等は実質5月頃から7月までの間に調査研究、教育委員会を2回程度、審議会を3回程度、その他教科書展示会や市民・保護者意見の集約、採択等を行っており、スケジュールはかなり逼迫している。また、各機関における採択日から県への需要数報告までの期間も短くなるため、採択に係る調査研究期間の確保とともに、需要数報告の事務処理期間の確保も厳しい状況である。

なお、令和2年度の教科書採択状況調査によると、全都道府県の約75%が当県同様8月31日までに都道府県への需要数報告期限を設定していることから、多くの都道府県が同様に苦慮しているものと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教科書採択までの十分な調査研究期間の確保、正確な需要数の把握及び県下各機関の負担軽減。

根拠法令等

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法

施行規則第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、桶川市、千葉県、八王子市、小田原市、豊橋市、京都市、兵庫県、山陽小野田市、高知県、熊本市

○当市における需要数報告については、市立小中学校36校から提出される書類の受領、確認、報告作業を行っているが、取りまとめるのに2週間程度を要している。特に、各学校からの報告内容については、児童生徒数との整合性も含め、内容に誤りがないか確認しており、誤りがあった場合は修正を依頼しているため、県への報告までに時間を要している。

○教育委員会への報告時期は、学校の夏季休暇期間にあたるため、担当者が勤務していない場合があり、修正に時間を要している。

○児童生徒の使用する教科書について、実態等に合わせた調査のために十分な期間を確保する必要がある。また、その後の事務の時間の確保も必要である。

○当市でも令和2年度の教科書採択の際、スケジュールがかなり逼迫しており、十分な調査研究期間の確保のため需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保が必要である。

○当県における需要数報告業務にあたっては、学校から提出される書類の受領、確認、集計作業の補正に多くの時間を費やしている実態があり、採択時期から需要数報告期限までの期間内に遺漏なく事務処理を行うことは困難な状況である。また、採択に至るまでの事務量も多く、タイトなスケジュールとなっている。

○当県においても、需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校等から提出される書類の受領、確認、集計作業に約1か月を要するため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先となる8月下旬の第1次期限と9月当初の第2次期限と、2回に分けて設定している。各機関における採択日から県への需要数報告までの期間が短いため、需要数報告の事務処理期間の確保が厳しく、結果として修正や差し替え事例が多く生じており、県から国に対する報告も、期限前日や当日に駆け込みで処理しなければならないことが常態化しつつある。

○令和2年度は8月11日に全教科の採択を終えるために、4月末から調査研究に取り組んでいた。また、県への教科用図書需要数報告を8月31日までにするために、各学校の需要数報告〆切は8月21日としていた。8月中旬は学校閉庁日もあり、採択教科書の情報を入手してから、提出まで数日しかない学校もあり、学校の担当者に負担をかけることとなった。

各府省からの第1次回答

文部科学省はこれまで、教科書発行者に対し、教科書見本を作成次第速やかに送付することを求めるとともに、平成15年には教科書発行者等の関係者と協議・調整した上で、法令上の採択期限及び需要数報告期限を約2週間程度繰り下げ、9月16日としたところである。

さらなる報告期限の見直しについては、その後の教科書発行者による印刷業務や教科書供給会社による供給業務への影響が大きく、翌年度4月に児童生徒に確実且つ高品質の教科書が行き届くことを保障するためには報告期限をこれ以上後ろ倒しすることについて、現状においては物理的に困難である。

なお、支障事例について、域内各学校が予めの需要数の調査を行い、採択決定後に教科用図書を割り振るなど、市町村における需要数集計事務と採択事務を並行して行うことや選定審議会の開催を柔軟に行うことでスケジュールの逼迫の回避手段を講じることが可能と認識している。

また、都道府県への需要数報告は、市町村教育委員会や各学校から順次行われるところ、まずは、都道府県において順次集計作業を行う等事務処理の効率化や工夫を行うことで、市町村の調査研究等のスケジュールを逼迫させないよう都道府県における報告期限の見直しを検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一に、報告期限の見直しは物理的に困難との回答であるが、その前提としての、需要数報告期限から教科書供給までの具体的なスケジュールをお示し願いたい。

第二に、学校設置者における需要数集計事務と採択事務の並行実施等については、市町村立学校等は、教科書事務執行管理システムへの入力に際して、設置者から配付された採択教科書リストのデータを取り込んだ上で、需要数を入力する必要があるため、教科書採択後でなければ作業を行うことができない。また、仮に、教科書採択前に仮の教科書リストをデータ取り込みし、需要数を入力したとしても、教科書採択後に教科書リストデ

ータを再取り込みし、学校単位で需要数を再入力する必要があるため、スケジュールのひっ迫は回避できない。なお、仮入力の方法をとった場合に、学校設置者単位で出力したCSVファイルの教科書リスト部分を直接修正することにより、学校設置者単位の需要数は集計できるため、文部科学省が、そのような方法で作成したデータの提出も認めるのであれば、業務平準化の一つの手段となりうると考える。

第三に、都道府県における事務処理の効率化については、平成15年の需要数報告期限の後ろ倒し以降、20年近くに渡り効率化や工夫を行って来ているが、今なお全国で7割以上の市町村教育委員会が8月15日以前に教科用図書を採択している実情を踏まえると、教科用図書の調査研究を充実するためには、更なる需要数報告期限の見直しが必要と考える。

加えて、事務処理の効率化という観点からは、教科書事務執行管理システムの、より効率的で扱いやすい仕様への改善が不可欠と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

文科省の回答は、採択事務期間の逼迫理由を都道府県の事務期間設定に問題があると指摘しているが、各都道府県や市町村教育委員会の教科書採択事務の実態を理解した回答になっているとは言い難い。採択に使用する教科書見本本の配本時期(4月末まで)や教科書目録の発行時期(4月末)、編集趣意書の発行時期(5月上旬)、教科書展示会開催期間(6月中)など、様々な制約がある中、採択期間となる4月から8月31日迄の間の、実働可能日、調査研究等にあたる学校の教員や事務局のスケジュール確保、教科書採択に向けた審議や調査研究の内容や回数を鑑みれば、本市の場合、採択は最短で7月末となる。これらは、文科省が通知する「公正確保の徹底」に基づく十分な審議や調査研究の実現、「採択事務処理」で求められている正確な需要数報告などに対応するものであり、「公正確保の徹底」にある採択手続きの適正化と重要な関わりを持つ。採択結果を学校へ通知し、各学校からの需要数の報告を受け、正確に都道府県教委に報告するには、限定された期間内で膨大な確認作業や集計作業等の事務処理を要する。規模の小さい市町村教委と政令指定都市規模の教委では必然的に取扱事務量は異なり、一律ではない。文科省回答にある事務作業の提案は、教科書採択に関する業務を見込みで行うように受け止められるが、通知内容に照らして、問題はないのか疑問である。次年度は4年に1度の小学校教科書の改訂を含む採択年度となり、求めている措置の必要性は今年度以上に高くなると考える。

【小田原市】

報告期限のこれ以上の後ろ倒しが困難のことから、各学校への報告依頼の時期を前倒しするように見直すとともに、需要数集計事務と採択事務を同時期に行うなど、スケジュール調整により、回避手段を講じてきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

各都道府県から需要数報告が行われた後、文部科学省において47都道府県分の約1,800点に及ぶ教科書ごとの需要数集計結果を精査し、義務教育段階の教科書については例年10月上旬に、高等学校段階の教科書については11月上旬に文科省から各教科書発行者に対して発行の指示を行う。

この指示を受け、各教科書発行者は10月下旬から翌年1月頃までの期間において約1億3千5百万部の印刷・製本を行うとともに品質確保のため丁寧に乱丁落丁の有無を確認している。

そして完成した教科書から、11月から2月にかけて全国約2千7百の教科書取次書店に順次発送する。各教科書取次書店では供給対象の学校ごとに分類し、3月中旬に約3万5千校の学校に遗漏なく供給・販売することとなっていることから、翌年度4月に児童生徒に確実且つ高品質の教科書が行き届くことを保障するためには報告期限をこれ以上後ろ倒しすることについて、現状においては物理的に困難である。

一方で、都道府県や市町村の学校数、事務処理体制、具体的な採択手続は異なるため、一概にお答えすることは困難であるが、①採択結果後の需要数の確定作業に一定の時間を要すること、②既存の教科書事務執行管理システム(以下「現行システム」という。)が複雑であること等が課題として挙げられる。また、文部科学省からの採択及び需要数報告に係る事務連絡並びに教科書目録や著作編修関係者名簿等の情報提供の早期化・集約化に対するニーズがあることも承知している。

これらの状況を踏まえ、文部科学省では、引き続き、都道府県・市町村等に向けた事務連絡や情報提供を早期化・集約化することで採択権者等の事務負担軽減に取組むとともに、採択及び需要数集計・確定の業務効率化

に向けた助言を行うこととする。

これに加え、現行システムの課題を分析し、自治体の円滑・迅速な採択・需要数報告事務を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた概算要求をしており、今後、改修を着実に進めていきたい。

令和4年的地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)

地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し

提案団体

茨城県、宮城県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。
普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。

具体的な支障事例

①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値

当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに園児数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。

②固定資産税に係る基礎数値

当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調書に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調書の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあっては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調書の提出までに数値が修正となることが多い。

なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調書を作成し、毎年四月中旬に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

求める措置の実現が図られた場合、自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。

根拠法令等

地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口県、松山市、長崎市、宮崎県

○学校基本調査においても、基礎数値の根拠となる各調査の報告期限より前に県への普通交付税算定数値の報告期限が設定されるため、仮数値の報告や、数値修正を何度も行う事例が散見され、手戻りによる算定事務の非効率性だけではなく、市においても最新数値の食違いや所管部局からの報告漏れなどがリスクが起こりうる。このことから、適正な報告時期の設定や、基礎調査のあるものについては国等より提示された数値について各自治体が確認を行う手順に変更するなどの業務効率の向上を図っていただきたい。

○「固定資産の価格等の概要調書」は、報告内容が多くかつ細かく求められており、システムから抽出したデータに基づいて加工や表計算を設定して作成し、かなりの時間と労力を要している。地方税法上求められている4月中の都道府県の提出は、既に形骸化している。また、今回の国が定める税務システム標準仕様書の中でもこの概要調書作成については、標準対象外となっている(標準化できない内容を市町村に報告を求めていいる)。以上のことから、概要調書の報告内容の見直し(簡素化)を行うことで、市町村の負担軽減につながり、ひいては統計データの精度向上につながると考えられる。

○子ども・子育て支援新制度や固定資産税に係る基礎数値は例年引用する調査の集計処理と並行して普通交付税の基礎数値を報告する必要があり、市町村等から修正報告があれば都度修正対応しているが、正確な数値を把握できないこともあります、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。

○基礎数値の算出に必要なデータが6月中旬以降にしか収集できず、締切に間に合わせることは事実上不可能となっている。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財政運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

また、地方団体からの基礎数値の報告は地方交付税法第5条に基づいており、市町村分の基礎数値については都道府県が審査し、総務省に送付することとされている。これは算定に用いる数値の妥当性を確保するためにも重要な事務であり、報告いただく基礎数値についても、算定に用いる必要最小限の内容に留めている。その上で、総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして、例えば、ご指摘の園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいている」とあるが、毎年交付税検査で修正を行っている団体がたくさんあることからも時期が適切に設定されているとは言い難い状況である。

また、交付決定日について、令和3年度においては、国調人口の入替の関係で交付決定が8月3日になったが、市町村から財政運営に支障があったといった声もなかったため、8月上旬に交付決定を行ったとしても何ら問題がないと思われ、8月上旬の交付決定を見据えた調査スケジュールを設定することも可能なのではないか。

なお、「総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有している」とあるが、今年度においても園児数等調査の修正や固定資産税の概要調書の修正が総務省への基礎数値報告後にあり、他省庁の照会を利用した事前の基礎数値チェックは修正前の数値であるため、あまり効果的ではない。

最後に、どうしても期間を後ろ倒しできないのであれば、他の費目でも実施しているとおり、n年度の数値ではなく、n-1年度の数値を使うといった方法もあるので、柔軟な対応を検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

地方交付税法第5条に基づき、知事が総務大臣に提出した市町村分の基礎数値については、ご指摘のとおり

都道府県が審査のうえ数値の妥当性を確認したものであることから、内閣府及び厚生労働省が改めて同様の内容を調査せずとも法に基づく調査結果を共有することで正確かつ効率的な把握が可能になるものと思料する。
事前の基礎数値のチェックとして省庁間で情報を共有するのではなく、法に基づく調査結果を共有してはどうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方団体の財政運営上の見地から、当該年度の事業の執行に支障が生じないよう、できる限り早く交付額を把握したいとの声があることから、普通交付税の決定時期は早ければ早いほどよく、また、地方団体から、①9月補正予算の編成のために7月末までに交付額を把握したい、②8月に交付決定がされると臨時財政対策債の8月発行に支障がある、③翌年度の予算編成に必要な資料の作成のため、7月中に交付決定してほしい、等の声もあり、基本的に7月中に交付決定を行う必要があると認識している。したがって、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがあり、困難である。

また、当該年度における地方団体の財政需要を的確に捕捉する観点から、基礎数値は直近の数値を用いることが望ましく、当該年度において算定までに調査が可能な基礎数値については当該年度の調査結果を用いることとしており、事務作業の都合を理由として前年度の数値を用いることは適当ではない。

なお、普通交付税算定の基礎数値の元となる調査等の提出期限と基礎数値の報告期限との間隔を確保する観点から、ご指摘のあった園児数等調査等についても、引き続き、関係省庁と連携しながら、適切な提出期限について調整してまいりたい。

地方団体から報告いただく基礎数値については、①報告数値の時点が異なる、②数値の桁が異なる等の誤りを生じている場合が多く、そうした誤りを解消するために、調査結果を各府省から事前に取り寄せ、総務省においても数値チェックを行っており、それによりミスを防げているケースも多々あることから、事前の基礎数値のチェックは効果的な作業である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止

提案団体

広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

外務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める

具体的な支障事例

地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)
また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。
このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直しを行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県

○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考える。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。
○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。

各府省からの第1次回答

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。

同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。

(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一條 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市・区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一緒にとして日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いわゆる議員立法で成立した経緯は承知しているが、計画策定への負担軽減、実務推進への注力目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。

また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体が関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。

なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

都道府県や市町村それぞれの地方公共団体としての役割が国の基本指針においても明確化されておらず、地方公共団体に基本方針を策定させようとする意図が見えず、基本方針という手法でなくとも、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、日本語教育の推進という目的は達成できるのではないか。

議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

地方公共団体における日本語教育の推進に係る取組の進捗は、地域によって大きく異なるのが現状で、令和元年の日本語教育の推進に関する法律の制定及び令和2年の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定を踏まえて、地方公共団体における体制の整備や基本的な方針の検討が始まったばかりである。

このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な見通しを持った取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。

その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討してまいりたいと考えている。

また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一緒にして方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により1つの方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。

文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独での方針策定を求めるのではなく、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【外務省(2)】【文部科学省(18)】

日本語教育の推進に関する法律(令元法48)

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定が可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
- ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国的基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方スポーツ推進計画の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める

具体的な支障事例

スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。

一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

スポーツ基本法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、寝屋川市、高知県、五島市

—

各府省からの第1次回答

スポーツ基本法は超党派の議員立法により成立したものであり、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等に共通する基本理念(第2条)や、関係者相互の連携・協働(第7条)について定めている。

地方スポーツ推進計画は、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るためのものであり(第10条)、独立した行政分野のまとめであるスポーツ行政について、計画的な行政を遂行する上で基盤となるものである。また、国の計画を参照した計画策定の努力義務は、教育基本法に基づく地方の教育振興基本計画や文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画と同様である。

スポーツ庁は、国としてスポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する立場から(スポーツ基本法第3条)、各地方公共団体に対し地方スポーツ推進計画に関する適切な対応を求めているが、計画の

内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではない。

計画策定に関する負担軽減については、令和4年度からの第3期スポーツ基本計画において、「地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」「市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい」(本文78ページ)と記載しており、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮している。

ただし、既に一部の地方公共団体において実例があるとおり、現行法は必ずしも形式上スポーツ単独での計画策定を義務付けるものではないと解されることから、今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとした。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)においては、「単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあっては」「必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと」とされていた。一方、第1次回答では、「市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとした」とされており、市区町村等の負担に一定の配慮をしていただいたものと認識している。

しかし、計画の策定は、本来、地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであるにもかかわらず、地方公共団体に対し、計画の策定を求める姿勢には変わりがないことから、引き続き、地方に対する「実質的な義務付け」を解消するため、計画策定に係る規定を削除することを求めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、地方スポーツの推進という目的は達成できるのではないか。

議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、現在第3期目であることも踏まえ、今一度状況を検証し、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

スポーツ庁は、国会の意思として示されたスポーツ基本法に基づく施策を推進する立場であり、同法に基づく地方スポーツ推進計画の策定は、独立した行政分野のまとまりであるスポーツ行政について、その計画的な遂行

にあたり基盤となるものであることから、引き続き重要なものであると考えている。
一方で、現行法上、計画の策定は努力義務であり、策定していない市町村に対し、策定を個別に指導しているものではない。また、策定しないことをもって、当該市町村に対し、国の事業等において不利益が及ぶものではない。

平成30年の通知については、法令の範囲内で発出したものであるが、ご提案を踏まえ、地方公共団体の受け止め方にも留意し、現行法は必ずしも、スポーツ分野単独での計画策定や数値目標を定めた計画を求めるものではないこと、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、改めて通知の発出等により周知することとしたい。

令和4年 地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(14) スポーツ基本法(平23法78)

地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。

・「地方スポーツ推進計画の策定等について」(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。

障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員の加配に必要な費用を補助している。

【支障】

幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。

受け入れる障害児が1人である場合は補助対象とならず、障害児の受入や保育士等の処遇改善が進まない。
[文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合]

受入障害児2人以上

784千円/人

国庫1/2・都道府県1/2

[内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合]

受入障害児2人以上

約784千円/人(月額65,300円/人)

国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

障害児の受入促進や保育士等の処遇改善、補助金・交付金の交付申請に伴う施設及び地方公共団体の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経

常費助成費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉市、川崎市、浜松市、大阪府、島根県、広島市、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○当市でも、子ども・子育て支援交付金を活用し幼保連携型認定こども園に対し同様の補助を行っているが、受け入れる障害児が1人である場合は交付金の対象とならず、市単独補助を実施している。

各府省からの第1次回答

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において、『既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。

一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討すべきである。』とされているとおり、私学助成と、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助対象については、令和3年度より現在の補助体系に整理されたところ。今後の国庫補助の在り方については、引き続き、検討を行うことが必要である。

なお、〈求める措置の具体的な内容〉の後段にある事業の対象要件の見直しについては、地方分権改革室において財務省と協議の上で回答を要する事項の対象外と整理された。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年、発達障害児をはじめとした障害児を受入れる認定こども園等が増加していることから、受入支援を強化していく必要がある。

回答のような一般財源化部分に係る提案ではなく、幼稚園型認定子ども園に係る提案であることをまずご理解いただきたい。

現状、国庫補助制度については、一部見直しなされたものの、幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースが残ったままである。

対象児童の保育認定の状況によって、活用する補助制度が異なるわかりにくい体系であり、関係者からも煩雑で管理も大変であるとの声がある。こども家庭庁の創設を機会として、関係省庁の縦割りを廃し、認定こども園を対象とする国庫補助制度は、全て内閣府(こども家庭庁)に一元化するなど、真摯に利用者目線での制度見直しを検討されたい。

なお、今回は回答を要する事項の対象外と整理されたが、補助対象要件の見直しについては、各幼稚園等からの要望も多い。障害児の受入に際しては人数を問わず一人ひとりにきめ細やかな対応を求められているほか、同一園に2名の障害児を受入れても、前述の保育認定の状況によっては2名のうち1名のみが補助対象(うち1名は補助対象外)となる場合もあることから、元より受入障害児が1人であっても補助対象となるよう一元化と併せて前向きに検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案の内容は、「幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:幼稚園等特別支援教育経費)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケース」において、施設の交付申請に係る事務負担の軽減を求めるものと認識している。既に都道府県及び市町村間において施設の交付申請手続の簡便化を実施している事例の有無なども参考しつつ、現場の事務負担の軽減に資する対応について検討してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【内閣府(10)】【文部科学省(19)】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業

幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。
なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの事実の把握が可能であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市

○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.15%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。

指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能あります。

以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないか。

事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないか。

各府省からの第2次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本事前協議は、位置や施設、定員等の個別の状況を基に行われるべきものであり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。

また、事前協議に際して、都道府県は、設置認可・認定そのものの適否以外の意見を述べることも可能であり、例えば、「今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受け入れ体制も整えてほしい。」等といった意見を述べている例もある。そのため、設置認可・認定しないことができる場合に該当しないとしても、必ずしも「実質的に意味のない事前協議」となるわけではない。

提案団体の見解や、今回、都道府県や指定都市・中核市に意見等を照会した結果を踏まえると、本事前協議の趣旨が十分に認識されていないものと考えられる。

形式的なものとなっているという指摘は、上記から生じているものと考えられるところであり、今回の提案等を踏まえて、本事前協議の趣旨や協議の際に共有すべき事項を周知することとする。

なお、設置認可・認定しないことができる場合について見ても、例えば、認定・認可の際に特定教育・保育施設の利用定員の総数が特定教育・保育施設の必要利用定員総数を既に上回っているか、認定・認可によって上回ると認めたとき等は、指定都市・中核市は認可・認定しないことができるが、そうした認定こども園が令和元年度以降全くないと回答した指定都市・中核市は、指定都市・中核市全体の半数に満たないところである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【内閣府(8)(ii)】【文部科学省(13)(i)】【厚生労働省(45)(ii)】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理することにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。

【支障の解決策】

年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化およびペーパレス化につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手

間も生じている。

○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。

○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excel ファイルで還付対象者等を管理している。件数は月 50 件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認し Access システムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自治体で編集可能であることが望まれる。

○当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。

○当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。

○当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書（以下、「内訳書」と表記）の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。

○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、

- ・電子的な提供方法の検討
- ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証
- ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること
- ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか

等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためだけにパンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。

本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求められる。

関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でのどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することされている行政機関間の情報連携の基盤の内容も踏まえて検討する必

要がある。

また、特別徴収に関しては、システム改修や事務フローの見直しの観点からは、令和元年におけるご提案等も含め、全体として改善案を検討することが効率的であるため、それらの要望とあわせて一体的に見直しの検討をしてまいりたい。

令和4年の方針からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36)(iii)】

高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123)

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

214

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならず、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。

また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

提案いただいている、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案いただいている、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、同旨の提案をいただいている他省庁と連携して検討を進めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

4【文部科学省】

(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

231

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

具体的な支障事例

認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。

保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要が生じるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

以下に変更届の具体例を示す。

幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法)

児童福祉施設変更届(児童福祉法)

家庭的保育事業等変更届(児童福祉法)

一時預かり事業変更届(児童福祉法)

病児保育事業変更届(児童福祉法)

認可外保育施設変更届(児童福祉法)

特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法)

特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法)

特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法)

業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。

これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図

られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市

- 各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。
- 当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていなことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考える。
- 施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。
- 法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。
- 変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思うが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考える。

各府省からの第1次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようになることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。

しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が縦割りとなっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。

また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行おうとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられま

す。そのため、指摘のとおり見直しが困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。

変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。

以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、

- ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」
- ・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」

などは、そもそも届出事項として不要ではないか。

認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性に合わせができるよう、法形式を統一すべきではないか。

事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。

各府省からの第2次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手続に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。

なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼用の様式を作成することは可能である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】

児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。

具体的な支障事例

認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。

一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。

なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されているこども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から政令指定都市等への直接補助とすることで、都道府県の予算スケジュールや補助金交付要綱に縛られることなく、効率的な事務の執行が可能となる。

また、将来的に財産処分の手続きを行う場合にも、都道府県を経由した手続きが不要となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県

○協議等の締切日について、国の締切前に都道府県の締切が設定されるため、事務作業期間が非常に短い。

交付金に関する質問について、都道府県を通して問い合わせをするため、回答に時間がかかる。

○特に「保育所等整備交付金」と「認定こども園施設整備交付金」が関連する幼保連携型認定こども園の施設整備において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求みたい。

○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならず、手続きが煩雑。こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもの誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として、こども家庭庁が令和5年4月1日発足予定。主な事務として認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善が示されているが、現時点で事務の一元化はなされていない。

各府省からの第1次回答

本事業は認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施するものである。

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管が予定されており、一本化に向けて検討中である。

一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園の幼稚園機能部分に対して交付される認定こども園施設整備交付金は、現在、間接補助となっています。そのため、具体的な支障の1点目として、都道府県の予算化が必要であるというスケジュール上の制約があることから、市町村において事業を計画した段階で既に都道府県の予算化の期限が過ぎているという事態が生じました。また、具体的な支障の2点目として、都道府県の補助金交付要綱上の制約があり、国の要綱よりも上乗せされた要件に該当することによる変更承認申請等の手続きが必要となりました。

一方、認定こども園の保育所機能部分に対して交付される保育所等整備交付金については、既に直接補助の仕組みとなっていますが、ご指摘のような「教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施する」ことが達成できていないという状況はありません。

そのため、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管にあたり、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の一本化に合わせて、直接補助の仕組みとなることを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県の意向も確認の上、課題等の整理を行う必要がある。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

概算要求に向けて、一本化について前向きに検討中という説明があつたが、提案の趣旨は当該交付金を、国から都道府県を介した間接補助から指定都市への直接補助とすることであり、提案の趣旨を踏まえ実現されるよう検討していただくとともに、その検討状況について、2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の内容は、一本化に向けて具体的な内容を検討中である。

一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(20)認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

240

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること

提案団体

長野県、愛知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること

具体的な支障事例

「子ども読書活動推進計画」は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査（令和2年度はコロナ禍により中止決定 1/25）で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするためには、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。

当県においては、子ども読書活動推進計画について、策定自治体数は 35 市町村（策定率 45.5%）であり、未策定の 40 町村のうち 12 町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、11 町村が「各学校に一任」を理由として挙げている。

また共同提案県においては、策定自治体数は 41 市町村（策定率 75.9%）であり、5 町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2 町が「公共図書館がない」と回答している。

特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。各個の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。

一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に沿った子供読書活動の推進を図るとともに、業務の負担軽減、効率化につながる

根拠法令等

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、京都市、熊本市

○文部科学省からの調査があることにより、県としても策定を促してきたが、策定ができていない市町からは、人員が不足しており、なかなか着手できないという理由があげられていた。

各市町の教育振興基本計画等の上位計画への統合を可とすることにより、策定に必要とされる負担が軽減され

ると考える。

○未策定の自治体は 10 自治体あり、主な理由は人材不足(2町4村)、各学校に一任(3村)等である。

○当県では、計画未策定市町のうち、約 55% の市町が、上位計画である「教育振興基本計画」や各地方公共団体の「総合計画」に、子供の読書活動の推進を位置づけ、事業を展開しているところである。上位計画への統合を可とすることは、策定に係る業務の負担軽減が図られる。

各府省からの第 1 次回答

各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等子供の読書活動推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体の事務負担軽減の観点から、第 1 次回答のとおり、他の計画へ代替可能である旨、なるべく早い段階で確実に通知いただくよう対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

教育分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

いつごろまでに周知を行うのか、そのタイミングについてお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

各自治体における「子ども読書活動推進計画」の策定については、他の計画をもって代えることが可能であると考えており、今年中の通知発出を予定している。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(12) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平 13 法 154)

都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること

具体的な支障事例

文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。地域の実情に応じた効果的な内容とすることができる。

根拠法令等

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市

各府省からの第1次回答

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。

文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の通り、指針等において、文化財保存活用地域計画に記載すべき内容等については、地方公共団体が地域の実情に応じて策定できる記述があることは認識している。

しかし、本計画の認定に際しては指針に基づいた各種の協議があり、文化審議会での審議を経て文化庁長官の認定を受ける必要があることから、地方公共団体では、実質的に指針等に具体的に示されている記載事項や手順に合わせて計画を策定せざるを得ない。

記載事項の中には「市町村の概要」など、記載上、分量が非常に多くなるものもあり、策定にあたって負担が大きい。そのため作成の指針の中で、最低限の必要事項を具体的に示してほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

文化財保存活用地域計画は小規模な町村でも作成過程の業務量が多く、負担の大きい業務である。文化財保存・活用の観点から計画の趣旨については理解するが、作成主体にとって過大な負担とならないよう、実態に応じて各種計画の策定等に関する指針のあり方を検討いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

法律上の特例措置等の内容に比して、計画策定の負担が著しく過度なものとなっているのではないか。

既に計画を策定した地方公共団体に対し、計画策定に係る負担等の実態を調査し、結果を第2次ヒアリングで示していただきたい。

計画策定に当たって過剰な負担を地方公共団体にかけないよう、例えば、左記指針の中に「記載の簡略化」について記載するなど、負担軽減策を講じるべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案団体及び専門部会等の意見を踏まえ、文化庁長官の認定を受けた地域計画を作成した78自治体を対象に、事務負担についての全数調査を実施している。第2次ヒアリングでは、この調査結果に基づいた対応方針を示すこととする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(6)文化財保護法(昭25法214)

文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

268

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

具体的な支障事例

学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。
しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT 利活用のための基盤の整備」(目標 17)を定めており、この計画を参照して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。
また、GIGA スクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内 LAN 等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が解消され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月 28 日法律第 47 号) 第8条、教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号) 第 17 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市

○学校教育情報化推進計画の策定における負担等を考慮し、内容の整合性を確認した上で、既に策定済みの計画や指針等に置き換えることを許可いただきたい。計画策定と財政措置の関係については意見なし。
○同様な計画の策定を複数求められることが非効率で自治体の負担となることは事実であるため、改善が必要と考える。国の学校教育情報化推進計画(案)を見る限り、具体的な数値目標等がなく抽象的な内容となっており、自治体において参照して計画を策定することに困難を伴う。むしろ教育振興基本計画の目標 17(及びそれらに基づいた5か年計画等)の方が、具体的な数値を示しており、自治体としては参照して計画を立てやすいのが実情である。国において学校教育情報化推進計画の策定スタートを機に、例えば、教育振興基本計画における

情報化の推進に係る部分を(学校情報化推進計画の抜粋扱いにする等により)シンプルにし、学校情報化推進計画の内容を数値目標を盛り込む等により具体化する等し、自治体において教育振興基本計画の情報化の推進に係る部分の負担を軽減し、学校情報化推進計画策定に注力できる形としてはどうか。

各府省からの第1次回答

御指摘の学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)で国に策定が義務付けられているものである。同法は議員立法で成立した法律であり、文部科学省としてはまずその趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。

また、学校情報化推進計画は、ハード整備に限らず、学校教育の情報化の推進に関する施策について総合的に定めるものであることから、「GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。」とのご指摘は当たらないと考えている。

このため、「学校情報化推進計画を廃止すべき」との神戸市のご提案を受け止めることはできないが、現行の規定はあくまで努力義務であり、全ての自治体に対して計画策定を義務づけるものではないので、ご理解を賜りたい。

また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することしたい。

また、当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。

国の学校情報化推進計画の内容については、専門家会議やパブリックコメント等の御意見も踏まえつつ、教育振興基本計画との関係を含めて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の学校教育情報化推進計画(案)は教育振興基本計画と内容に重複する部分が多く、また、学校教育の情報化の推進に関する法律の提案時に課題とされていたデジタル教材の不足や、ICT機器等の整備状況に地域差異がある等の状況は、GIGAスクール構想等によって改善されており、現時点で計画を策定する必要性はないと考えている。

「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」とのことであるが、当該計画の策定が実質的な義務付けとなることのないようにしていただきたい。また、そのことについて、通知等により明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高槻市】

「また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。」とのことです、それが可能であれば、「教育振興基本計画等の他の計画」だけでも既に計画が策定されており、学校教育情報化推進計画が独立している必要性は低いのではないかと考えられます。また、他計画で置き換えること、抜粋で良いとなった場合、同じ内容のものを二元管理することとなります。一つ一つの計画だけで見れば、負担は大きくないう�に見えますが、自治体側はその他の計画でも似たような状況があり、コロナ禍で通常事務の負担も増す中、自治体にとっては計画策定は非常に大きな負担の事務であり、重複するような内容の計画については、可能な限り廃止を検討していただきたく存じます。また、「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」については、将来に渡って考えていないという理解でよいでしょうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画策定・改定の時期や進め方は自治体の裁量によること、計画策定を財政措置の要件とはしないことも含め、通知等により明示するべきではないか。

議員立法であっても、GIGA スクール構想の進捗も踏まえ、今一度状況を検証し、計画の在り方について検討していくべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第 47 号)は議員立法により成立した法律であり、文部科学省としては、その趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。しかしながら、今回いただいた御意見や、御指摘の計画策定等の見直しの原則を踏まえ、

- ・各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能であること
 - ・計画策定・改定の時期や進め方は各自治体の実情に応じて判断されるべきこと
 - ・計画の策定そのものを財政措置の要件とする予定はないこと
- を通知において明記することとしたい。

また、本法の施行状況を適切に把握し、必要な対応を検討することとしたい。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(17) 学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法 47)

学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18 法 120)17 条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年 10 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。

この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用の要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点では要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済の状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないか。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【共通】

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

【対総務省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うた

めの要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。

【対文部科学省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるのが、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系である。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。

各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えるので、ご理解いただきたい。

【文部科学省】

一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表 2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においても、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めることが自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取扱としているものであり、その取扱は適切と考えるので、御理解いただきたい。

他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、当該他の既存の計画で代用可能とする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(28) 公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

5【文部科学省】

(9) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)

学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること

具体的な支障事例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表すること、及び教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが義務付けられている。そのため、当市では毎年度、上記の点検・評価報告書を作成し、議会に報告しているが、毎年度の決算報告(地方自治法第233条5項)において、議会に対し事務の執行状況を報告していることから、それぞれで報告書を作成のうえ、議会報告することは非効率である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定及び報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、地方自治法第233条5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、柏崎市、豊橋市、八尾市、熊本市

○当市においても同様の対応を行っているが非効率であり、改正による事務負担の軽減が大きく図られると考える。

各府省からの第1次回答

地行法第26条は、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくこととしたものであり、その趣旨・目的を踏まえると、同条の義務付けを廃止することは困難である。他方で、具体的にどのような点検・評価項目を設けるかや報告書の書式、議会への報告方法等に

については、各教育委員会の判断に委ねられており、本条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、例えば、部局横断的な行政評価のなかで本条の点検・評価を行うことも可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地教行法第26条の点検・評価の趣旨目的である「効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすこと」は、地方自治法第233条第5項に基づく「当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類」(当市においては「業務報告書」という。)の議会への提出及びその公表によって達成できるものであると考えており、事務の効率化の観点から、これをもって地教行法第26条の報告書を兼ねることとしたいと考えているが、差支えないか改めて確認させていただきたい。

また、当市としては地方自治法第233条第5項に基づく報告書の作成に当たって、教育に関し学識経験を有する者が複数いる教育委員会会議での議論も経っているため、これをもって、地教行法第26条第2項についても充足していると解してよろしいか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成を通じて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について効果的な教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、当該書類の作成、議会への提出及び公表をもって、地教行法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないが、教育委員会が同条に基づく点検・評価を実施していることが分かるような工夫があることが望ましい。

なお、同条第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意頂きたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告(26条1項)については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法67)233条5項)をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

279

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。

具体的な支障事例

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。

また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を経由して)文部科学大臣に提出しなければならない。

しかしながら、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、具体的の対応方針を定める個別施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。

また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。

施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市

○提案団体が記載しているとおり、「施設整備計画」に記載する事項は他の計画、特に「建築計画」と重複する部分が多い。

○施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」を公表しており、学校ごとの情報は「建

建築計画」を作成、県に提出しており、別途「施設整備計画」を作成する重要性は少なく、負担も大きい。

各府省からの第1次回答

施設整備計画は、平成18年に公立学校施設整備に係る国庫補助金を交付金化した際に導入されたものであり、地方公共団体は、同計画の範囲内で年度間の事業量の変更や事業間の経費の流用等を行うことが可能となるとともに、客觀性・透明性の確保の観点から同計画を基に事後評価を行うなど、交付金化に伴う地方公共団体の裁量拡大の基礎としての位置づけを有している。

施設整備計画には、文部科学大臣が定める「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本計画」に即して、老朽化対策や安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的向上等に係る目標とその達成のために必要な事業、施設整備計画の評価に関する事項等について盛り込むことを求めている。他方で、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)は、各地方公共団体が学校施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するために策定するものであるため、学校施設整備に係る具体的な目標及びその達成のために必要な事業並びに実施した事業に係る事後評価について明示的に記載することが求められているわけではない。従つて、施設整備計画を個別施設計画で代替させることは困難である。

また、建築計画は、文部科学省が各地方公共団体において次年度に実施予定の事業を把握し、次年度予算要求の検討に向けた基礎資料とするなどの目的から、毎年度作成を依頼しているものであるが、これにより把握している内容はあくまで調査時点における予定に過ぎずその後の交付決定等の内容とは異なる。前述のとおり、学校ごとの整備事業について施設整備計画に記載されていることが事業間の経費の流用の基礎となることに鑑みても、施設整備計画を建築計画で代替させることも同様に困難である。

なお、学校ごとの整備計画等の情報を建築計画で代替することが困難な状況において、施設整備計画を個別施設計画で代替させるとした場合、個別施設計画に学校ごとの詳細な整備計画等の情報を盛り込む必要があり、この場合、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする度に個別施設計画を改訂する必要が生じ、かえって自治体負担の増加につながる恐れがあると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画策定に係る負担の大きさから、施設整備計画について、個別施設計画や建築計画との代替を可能とすることを通して負担軽減を求めるものである。

個別施設計画については、国のインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき各自治体の教育委員会が策定しているものであるが、施設整備計画及び建築計画については、交付金を受けるために必要なものとして作成しているものであり、記載内容量が多く、記載内容も細かく定められているため、自治体の負担が大きい。また、3計画の中で内容が重複していると思われる項目(施設整備計画と個別施設計画における「施設整備計画の目標」や「学校等の整備状況」、施設整備計画と建築計画における「学校ごとの事業の内容や工事費等」など)や、計画の趣旨に照らして真に必要な情報であるか不明な項目(施設整備計画における「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」等)もある。さらに、建築計画は文部科学省が都道府県教育委員会に貸与する専用端末に入力する必要があるが、外部からエクセルデータを取り込めないため手入力が必要であるし、また、市町村における建築計画や施設整備計画は都道府県を経由して提出することになっており、都道府県におけるとりまとめや確認作業等、提出にあたっても大きな負担となっているところである。

このようなことから、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画の在り方を再度検討いただいた上で、施設整備計画の建築計画及び個別施設計画との代替や項目の精選など自治体の負担軽減につき検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

施設整備に係る計画の手続きについては、提案の対象となっている3つの計画の在り方を検討した上で、負担軽減策を積極的に講じること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、

法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

施設整備計画、建築計画、個別施設計画の3計画について、それぞれ内容や項目が類似しているが、地方公共団体が補助金の申請等を行う際に、これらの計画を本当に策定する必要があるのか、3計画のあり方を改めて見直していただきたい。

建築計画の策定目的が予算要求に向けた需要調査であるならば、各施設の情報を細かく「計画」という形に落とし込ませて提出させる必要はないのではないか。調査方法の見直しと合わせて、施設整備計画への統合等を図るべきではないか。

その上で、法定計画である施設整備計画については、個別施設計画と重複する項目は削除するなど、スリム化を図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

施設整備計画の記載事項については、交付金化により地方公共団体の裁量が拡大された学校施設環境改善交付金に関して、地方公共団体が客觀性・透明性の確保を果たすことを趣旨の一つとして設定されているものであり、またその内容も個別施設計画の記載内容と完全に重複しているものではないが、提案を踏まえ、現状必須記載とされている「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」の項目を地方公共団体の判断で記載する自由記載項目とすることや、施設整備計画の目標に関して個別施設計画における記載を引用することを可とすることなど、地方公共団体の判断で弾力的な対応が可能となるようその取扱について検討する。

また、建築計画については、真に必要な内容となるよう調査項目を精査した上で、次年度の整備需要を調査するものとして実施することを検討する。なお、指摘のあった建築計画の入力については、手入力ではなくシステムを活用してデータを取り込むことが可能な方法が既にあり周知している。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)

学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。

・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。